

景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出の手引き

平成２８年４月

喜多方市建設課

目次

1	届出が必要な行為及び規模	1
	（１）届出が必要な区域	1
	（２）届出が必要な行為	2
	（３）適用除外行為	3
2	景観形成基準	5
3	届出の手順	5
	（１）事前協議	5
	（２）行為の届出	6
	（３）届出後の流れ	7
	（４）無届又は虚偽の届出	7
4	届出様式	12
5	参考資料	31

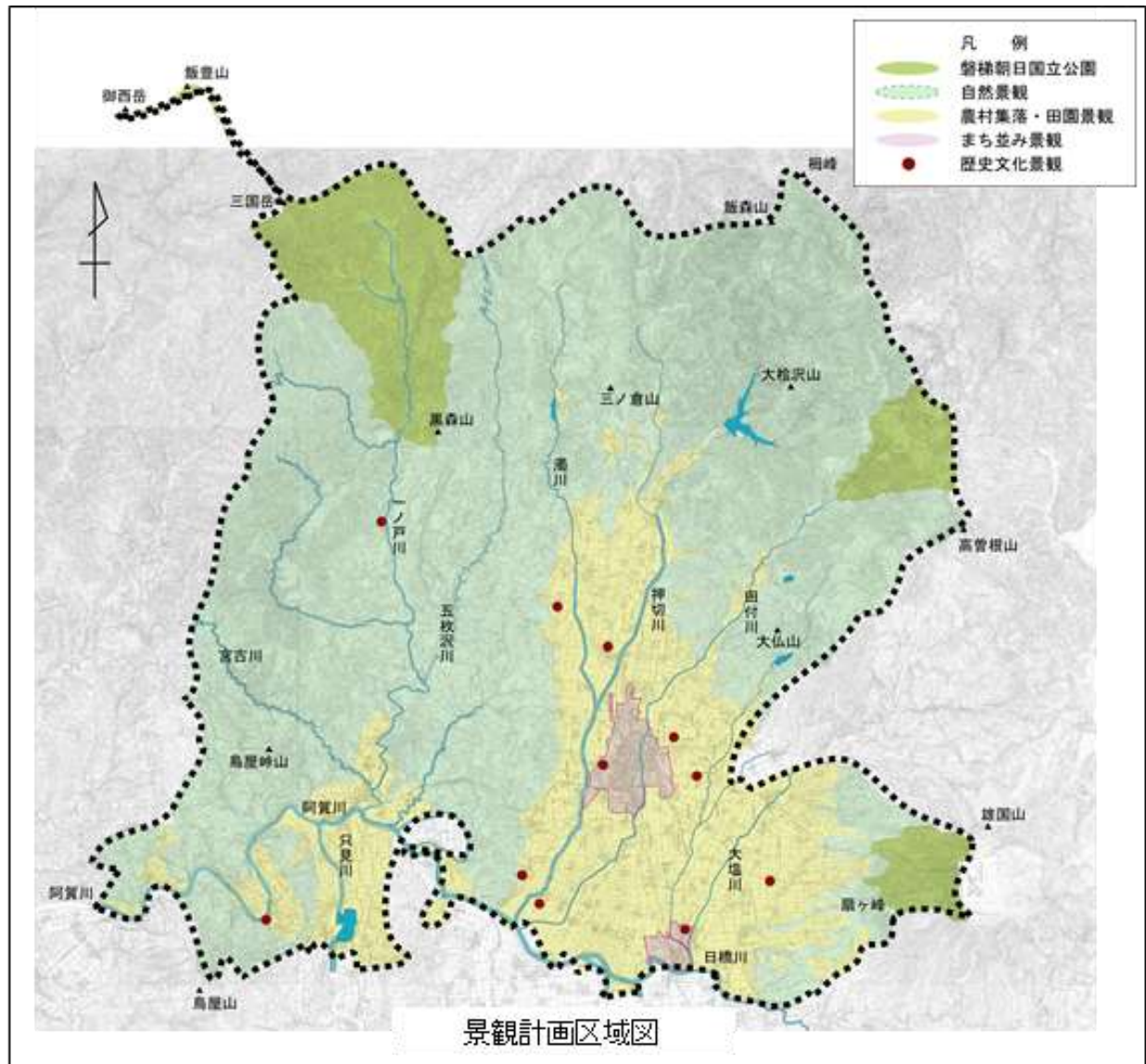
※当手引きにおいては、条例、規則等を以下のとおり省略して記載しております。

景観法	「法」
景観法施行令	「政令」
景観法施行規則	「省令」
喜多方市景観条例	「条例」
喜多方市景観条例施行規則	「規則」
景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱	「要綱」

1 届出が必要な行為及び規模

(1) 届出が必要な区域（景観計画区域）

本市の行政区域 554.67 km² 全域について届出が必要となります。



(2) 届出が必要な行為

ア 建築物（法 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
建築物の新築又は移転	高さ 10m 超又は建築面積 500 m ² 超
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が 10 m ² 超 若しくは当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

イ 工作物（法 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
① 擁壁、垣（生垣は除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5m 超
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。） ③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの ④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	高さ 10m 超
⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20m 超
⑥ 広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ 10m 超又は表示面積の合計 15 m ² 超
工 作 物 の 新 設 又 は 移 転 ⑦ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑧ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑩ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑪ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑫ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑬ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ 10m 超又は築造面積 1,000 m ² 超
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑬に掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が 10 m ² 超、若しくは、当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

ウ 開発行為（法 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

エ その他条例で定める行為（法 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3m 超又は堆積の用に供される土地の面積 500 m ² 超
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 m ² 超又は法面の高さ 5m 超かつ延長 10m 超

(3) 適用除外行為

届出が必要な行為で定める規模以下の行為のほか、次に掲げる行為については、法第16条第1項の規定により届出をすることを要しない。

ア 法第16条第7項第1号（通常管理行為、軽易な行為その他の行為）に掲げるもの

- (ア) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (イ) 仮設の工作物の建設等
- (ウ) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (エ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - a 建築物の建築等
 - b 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - c 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - d 特定照明
- (オ) 農業、林業又は漁業を営むための行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - a 建築物の建築等
 - b 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - c 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - d 土地の開墾
 - e 森林の皆伐
 - f 水面の埋立て又は干拓

イ 法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

- (ア) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (イ) 景観重要建造物について、法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (ウ) 景観計画に法第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (エ) 景観重要公共施設について、法第8条第2項第5号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (オ) 法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (カ) 国立公園又は国定公園の区域内において、法第8条第2項第5号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- (キ) 法第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- (ク) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて法第72条第2項の景観地

区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

- (ケ) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

ウ 法第16条第7項第11号に掲げるもの

- (ア) 景観計画に定められた開発行為又は政令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で政令第22条第3号イ又はロ（政令第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- (イ) 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- (ウ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- (エ) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

エ 条例で定める行為

- (ア) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第5条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの
- (イ) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
- a 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項若しくは第10条第3項の許可、同法第13条第3項又は第14条第3項の許可及び同法第26条第1項の規定による届出に係る行為
- b 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

- c 福島県立自然公園条例（昭和 33 年福島県条例第 23 号）第 9 条第 3 項の許可、同条第 13 条第 3 項の許可及び同条例第 23 条第 1 項の規定による届出に係る行為
- d 福島県文化財保護条例（昭和 45 年福島県条例第 43 号）第 11 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可及び同条例第 9 条第 1 項（同条例第 28 条において準用する場合を含む。）、第 20 条又は第 21 条第 1 項の規定による届出に係る行為
- e 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して 90 日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
- f 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- g 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐

2 景観形成基準

良好な景観の形成のための各行為に関する景観形成基準（参考資料 P31～P33 参照）及び景観色彩基準（参考資料 P34～P38）を定めています。届出が必要な一定規模以上の行為を行うときは、この基準に適合しなければなりません。

また、太陽光発電設備の設置については、上記の景観形成基準に加えて景観形成基準（参考資料 P39～P41）を定めています。

3 届出の手順

（1）事前協議

届出行為については、構想・計画段階で事前協議が必要となります。

ア 事前協議先

喜多方市役所建設部建設課まちづくり推進室（本庁舎 3 階）

TEL 0241-24-5241 FAX 0241-24-5289

イ 事前協議の時期

行為を行う 60 日前（届出の 30 日前）までに行ってください。

ウ 事前協議に係る書類

（ア）景観計画区域内における行為の事前協議書（様式第 1 号（要綱第 5 条関係）P16～P20 参照）

（イ）添付図書

a 行為の届出等に係る書類の当初届出の別表（P8～P11）に掲げる図書

※行為の設計又は施工方法が確定していない場合は、当該図書に準じた建築設計若しくは建築物等又は工作物の概要を記載した図書

b 委任状

事前協議者が事前協議に関する業務を委任する場合の委任状（P21 参照）

（ウ）事前協議後の流れ

事前協議書の提出があった行為に対し、景観形成基準（喜多方市景観計画 P21～P24 参照）と照合し、必要な場合は適正な景観形成を誘導するため、助言又は指導等を行います。

- a 助言・・・景観形成基準に適合しており、さらに配慮することで、より良好な景観が形成されると判断される場合に行います。
- b 指導・・・法第 16 条第 3 項の規定による勧告の対象となる場合に行います。

（２） 行為の届出

ア 届出書の提出先 （※事前協議と同じ）

喜多方市役所建設部建設課まちづくり推進室（本庁舎 3 階）

TEL 0241-24-5241 FAX 0241-24-5289

イ 届出の時期

（ア） 当初届出及び設計又は施行方法の変更の届出

行為を行う 30 日前までに届出してください。

着手の制限

法の規定により届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。

ただし、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれが無いと認められる場合は、行為の着手の制限期間が短縮されます。

なお、変更命令に係る調査が必要な場合は、最大 90 日間行為に着手することができない場合があります。

（イ） その他の届出

次の場合は、速やかに届出てください。

- a 行為をしようとする者の氏名若しくは住所に変更があったとき
- b 届出に係る行為を取りやめたとき
- c 行為を完了したとき

ウ 行為の届出等に係る書類

（ア） 当初届出

- a 景観計画区域内における行為の届出書（様式第 1 号（規則第 2 条）、P22～P26 参照）
- b 別表（P 8～P11 参照）に掲げる書類
※事前協議の際に提出した図書と同一の場合は、届出書「備考」欄にその旨を記載することにより、省略することができます。
- c 委任状

届出者が届出に関する業務を委任する場合の委任状（P31 参照）

（イ） 設計又は施行方法の変更の届出

- a 景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第 2 号（規則第 3 条関係）、P27

参照)

- b 当初届出の添付図書の別表（P 8 ～P11 参照）に掲げる図書に準じ、変更の内容が分かるものを添付してください。
- (ウ) 行為をしようとする者の氏名若しくは住所に変更があったときの届出
氏名等変更届出書（様式第 3 号（規則第 3 条関係）P28 参照）
- (エ) 届出に係る行為を取りやめたときの届出
景観計画区域内における行為の廃止届出書（様式第 4 号（規則第 3 条関係）P29 参照）
- (オ) 届出に係る行為を完了したときの届出
 - a 景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第 5 号（規則第 5 条関係）P30 参照）
 - b 主要な視点場からの行為の完了後の景観が確認できる写真

（３）届出後の流れ

ア 審査

届出に対して景観形成基準（喜多方市景観計画 P 21 ～ P 24 参照）に基づき審査を行います。

イ 審査済の通知（着手制限の解除）

景観形成基準と照合し、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが無い場合は、審査済通知書を送付します。本通知を受理した場合は、届出から 30 日を経ているなくても、行為に着手できます。

ウ 勧告

景観形成基準に適合しないと認められる場合は、勧告を行う場合があります。

勧告に従わない場合は、変更命令又は氏名等を公表することがあります。

エ 変更命令

景観形成基準に不適合であり、市の景観に著しい支障を及ぼす場合は、設計変更等を命令する場合があります。変更命令に従わない場合は、景観法の罰則の対象となります。

（４）無届又は虚偽の届出

無届（届出対象行為であって事前協議及び届出を行わずに行為に着手した場合）又は虚偽の届出であることが判明したときは、無届又は虚偽の届出となった経過に係る説明書（経過説明書）及び届出書、添付図書の提出を求めます。

経過説明書等の内容により、処理方針（刑事告発等）を決定することとなります。

○お問合せ○

喜多方市役所 建設部建設課 まちづくり推進室

TEL0241-24-5241 FAX0241-24-5289 E-mail:machizukuri@city.kitakata.fukushima.jp

別表

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※１）及び備考
1 建築物の建築等又は工作物の建設等（法第１６条第１項第１号に掲げる行為又は同項第２号に掲げる行為）	(1) 付近見取図（省令第１条第２項第１号イに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影位置及び方向、行為完了後の予測の視点場の位置及び方向	縮尺 1/2, 500 以上
	(2) 現況写真（省令第１条第２項第１号ロに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 配置図（省令第１条第２項第１号ハ及び条例第６条第３項第１号又は同項第２号に掲げる図書をいう。）	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 敷地の境界線 ウ 地形及び標高 エ 敷地内の届出に係る建築物又は工作物及び既存建築物又は既存工作物の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 付近の土地利用並びに建築物及び工作物の現況 キ 樹木等の位置、種類、高さ及び本数（既存樹木等と新たに植栽する樹木等を区分すること。） ク 張り芝等の位置 ケ 外構施設の位置及び材料（エに該当するものを除く。） コ 現況写真の撮影及び行為完了後の予測の視点場の位置及び方向 サ 敷地面積及び計算式（法第１６条第１項第１号に掲げる行為に限る） シ 建築面積又は築造面積並びに計算式	縮尺 1/100 以上
	(4) 立面図（省令第１条第２項第１号ニに掲げる図書をいう。）	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ウ 外壁及び屋根の材料及び色彩（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値（以下「マンセル値」という。）。図画、文字及び記号を含む。）	縮尺 1/50 以上。 移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更の場合にあっては、カラー写真に代えることができる。

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※１）及び備考
		エ 外観の変更に係る面積及び計算式（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る行為に限る）	
	(5) 各階平面図（※２）（条例第６条第３項第１号に掲げる図書をいう。）	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 各室の用途 エ 延べ面積及び計算式	縮尺 1/200 以上
	(6) 景観影響調査書（※３）（省令第１条第２項第１号ロ及び同条同項第３号に掲げる図書をいう。）	ア 景観の現況に関する調査結果 イ 行為完了後の予測 ウ 行為完了後の評価	イに掲げる予測の方法うち、フォトモンタージュに用いる写真はカラー写真とする。
２ 開発行為（法第１６条第１項第３号に掲げる都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為）	(1) 付近見取図（省令第１条第２項第２号イに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2, 500 以上
	(2) 現況写真（省令第１条第２項第２号ロに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 計画図（省令第１条第２項第２号ハに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 行為後の地形及び標高 エ 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置、種類、規模及び外観 オ 行為後の土地利用及び緑化の方法 カ 行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の断面及びその位置 サ 開発面積及び計算式	縮尺 1/100 以上
	(4) 現況図（省令第１条第２項第２号イに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 オ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 カ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2, 500 以上

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※１）及び備考
3 土地の形質の変更(条例第５条第１号に掲げる行為)及び水面の埋立て又は干拓(条例第５条第４号に掲げる行為)	(1) 付近見取図（規則第２条第２項第１号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2, 500 以上
	(2) 現況写真（規則第２条第２項第１号イに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。
	(3) 計画図（規則第２条第２項第１号ウに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 行為後の地形及び標高 エ 行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置、種類、規模及び外観 オ 行為後の土地利用及び緑化の方法 カ 行為中の遮へい物の位置、種類、構造、規模及び色彩（マンセル値。鉱物の採掘又は土石の採取に限る。） キ 行為の前後における地盤面及び擁壁その他の構造物の断面及びその位置 ク 敷地面積及び計算式	縮尺 1/2, 500 以上
	(4) 現況図（規則第２条第２項第１号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 行為の場所及び付近の土地利用の現況 オ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 カ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2, 500 以上
4 物件の堆積(条例第５条第２号に掲げる行為)	(1) 付近見取図（規則第２条第２項第２号アに掲げる図書をいう。）	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 1/2, 500 以上
	(2) 現況写真（規則第２条第２項第２号イに掲げる図書をいう。）	行為の場所及び付近の現況	カラー写真とする。

行為の種類	図書の種類	明示すべき事項	縮尺（※１）及び備考
	(3) 配置図（規則第２条第２項第２号ウに掲げる図書をいう。）	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為の場所の境界線 ウ 地形及び標高 エ 堆積しようとする物件の位置及び種類 オ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 カ 行為の場所に接する道路の位置及び幅員 キ 写真の撮影の位置及び方向 ク 敷地面積及び計算式	縮尺 1/100 以上
	(4) 立面図（規則第２条第２項第２号エに掲げる図書をいう。）	ア 縮尺及び寸法 イ 堆積しようとする物件の種類及び形状 ウ 遮へい物の種類、形状及び色彩（マンセル値）	縮尺 1/50 以上。 遮へい物がある場合は堆積しようとする物件との位置関係を明示すること。

※１ 行為の規模が大きく、当該縮尺では適切に表示できない場合、当該行為の規模に応じた縮尺とすることができます。事前にご相談ください。

※２ 各階平面図は、行為の種類が建築物の建築等についての場合に添付を求めます。

※３ 景観影響調査は、大規模な建築行為等で市が必要と認めた場合、または太陽光発電設備の設置において添付を求めます。

（１）景観の状況に関する調査の方法

ア 行為地周辺の景観を形成する自然要素、生活要素、歴史要素等の地域特性を調査してください。

イ 地域の景観を特徴付けている要素を抽出し、景観を構造的に把握してください。

ウ 地域の景観構造の把握を基に、行為による景観形成の目標を遠景、中景、近接景等の視点から設定してください。

（２）届出に係る行為の完了後の景観に関する予測の方法

行為の完了後に予想される景観を視覚的に確認するため、行為の特性に応じて最も適した方法（透視図（パース）、模型、フォトモンタージュ、コンピュータ・グラフィックスなど）により景観シュミュレーションを実施してください。

（３）届出に係る行為の完了後の景観に関する評価の方法

（１）、（２）による景観の現況調査と行為完了後の景観の予測の結果に基づき、行為の地域の景観形成に及ぼす影響を合理的、総合的に評価してください。

景観シュミュレーションによる行為の完了後の景観について、①景観形成の目標に合致しているか、②周辺地域の景観と調和しているか、について確認してください。

（４）太陽光発電設備の設置に伴う景観影響調査

（１）～（３）の方法で検討した景観影響調査に加え、「太陽光発電設備の設置に伴う景観影響調査の手順」に示す方法で調査した結果を添付してください。

4 届出様式

様式第 1 号（第 5 条関係）

景観計画区域内における行為の事前協議書

年 月 日

喜多方市長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊞

景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱第 3 条第 1 項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり協議します。

行 為 の 種 類	(1) 建築物 の建築等	用途	
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）	
	(2) 工作物 の建設等	種類	
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）	
	(3) 開発行為		
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
行 為 の 場 所	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	(6) 水面の埋立て又は干拓		
行為の着手予定日		年 月 日	
行為の完了予定日		年 月 日	

行為の設計又は施行方法	建築物の建築等		届出部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		構 造 及 び 階 数	造 階建		
			屋 根	外 壁	
		外観の仕上げ材料	()	()	
		色 彩	()	()	
		形 態 及 び 意 匠			
		敷地の緑化の方法			
	工作物の建設等		届出部分	既存部分	合 計
		築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	() m	() m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		構造(形態及び意匠を含む。)			
		色 彩	()		
		敷地の緑化の方法			
	開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)、水面の埋立て又は干拓	面 積	のり 法面の高さ及び延長		
		m ²	高さ	m	延長 m
		変更後の土地の形状及び緑化の方法			
		変更後ののり 法面の外観			
	土石の採取又は鉱物の掘採	面 積	のり 法面の高さ及び延長		
		m ²	高さ	m	延長 m
		跡 地 の 形 状			
		跡地の緑化の方法			
		遮 へ い の 方 法			
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	種 別	面 積	高 さ	
			m ²	m	
		たい 堆 積 の 方 法			
		遮 へ い の 方 法			

備考

- 1 行為の種類に応じた景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱第5条に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途（例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等）、工作物の建設等にあつては工作物の種類（例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等）を記入すること。
- 3 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実に関工等に着手する日をいう。
- 4 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 5 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 6 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 8 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル、ガラス等）
- 9 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入すること。（例 濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、薄い灰色（N 8）、淡い緑色（10 G 6 / 2））
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面サイン又は外壁サインを含む。）にその色調及びマンセル値（表色系）を明示すること。
- 10 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の（ ）内には、既存部分の状況を記入すること。
- 11 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 12 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。

付表 1

建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			

付表 2

工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		

委任状

代理人

氏 名

住 所

連絡先

TEL

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

（行為の場所） _____ における

（行為の名称） _____ に関する

- ・ 景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱第3条の規定に基づく協議に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

平成 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

様式第 1 号（第 2 条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

喜多方市長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

㊞

景観計画区域内において次の行為をしますので、景観法第 16 条第 1 項の規定により届け出ます。

行 為 の 種 類	(1) 建築物 の建築等	用途	
		ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）	
	(2) 工作物 の建設等	種類	
		ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）	
	(3) 開発行為		
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	(6) 水面の埋立て又は干拓		
行 為 の 場 所			
行為の着手予定日		年 月 日	
行為の完了予定日		年 月 日	
備 考			

行為の設計又は施行方法	建築物の建築等		届出部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
		高 さ	m	m	
		外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
		構 造 及 び 階 数	造 階建		
			屋 根	外 壁	
		外観の仕上げ材料	()	()	
		色 彩	()	()	
		形 態 及 び 意 匠			
		敷地の緑化の方法			
		工作物の建設等		届出部分	既存部分
	築 造 面 積		m ²	m ²	m ²
	高 さ		() m	() m	
	外観の変更面積		m ²	m ²	m ²
	構造 (形態及び意匠を含む。)				
	色 彩		()		
	敷地の緑化の方法				
	開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)、水面の埋立て又は干拓		面 積	法 面 の 高 さ 及 び 延 長	
			m ²	高 さ	m 延 長 m
			変更後の土地の形状及び緑化の方法		
			変更後の ^{のり} 法面の外観		
		土石の採取又は鉱物の掘採	面 積	法 面 の 高 さ 及 び 延 長	
			m ²	高 さ	m 延 長 m
			跡 地 の 形 状		
			跡地の緑化の方法		
			遮 へ い の 方 法		
		屋外における土石、廃棄物、再生資源 ^{たい} その他の物件の堆積	種 別	面 積	高 さ
				m ²	m
堆 積 の 方 法 ^{たい}					
遮 へ い の 方 法					
その他参考となるべき事項 (景観形成上配慮した事項等)					

備考

- 1 行為の種類に応じた景観法施行規則第1条第2項各号、喜多方市景観条例第6条第3項各号及び喜多方市景観条例施行規則第2条第2項各号に掲げる図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。また、建築物の建築等にあつては建築物の用途（例 住宅、マンション、商店、工場、商業ビル等）、工作物の建設等にあつては工作物の種類（例 煙突、高架水槽、アスファルトプラント等）を記入すること。
- 3 「行為の着手予定日」とは、請負契約、資材搬入等の準備行為は含まず、現実により工事等に着手する日をいう。
- 4 「備考」の欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入すること。
- 5 「建築物の建築等」の欄には、届出に係る建築物が2以上ある場合は、「敷地面積」の欄及び「敷地の緑化の方法」の欄のみを記入し、建築物ごとに付表1「建築物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 6 「工作物の建設等」の欄には、届出に係る工作物が2以上ある場合は、それぞれの工作物の建設等の面積の合計及び敷地の緑化の方法のみを記入し、工作物ごとに付表2「工作物別の設計又は施行方法」に必要な事項を記載して添付すること。
- 7 「外観の変更面積」の欄には、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積を記入すること。
- 8 「外観の仕上げ材料」の欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル、ガラス等）
- 9 「色彩」の欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入すること。（例 濃い茶色（5 Y R 3 / 3）、薄い灰色（N 8）、淡い緑色（10 G 6 / 2））
なお、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」の欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面サイン又は外壁サインを含む。）にその色調及びマンセル値（表色系）を明示すること。
- 10 「外観の仕上げ材料」の欄及び「色彩」の欄の（ ）内には、既存部分の状況を記入すること。
- 11 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」の欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入すること。
- 12 「その他参考となるべき事項」の欄には、景観形成上配慮した事項等について次のように記入すること。
例 ・ 背景となる山並みに溶け込む色彩とし、建築物の高さを周囲の樹木の高さより低く抑えた。
・ 周囲の自然景観との調和を保つため、木竹の伐採は極力避け、さらに、建築物の周囲には、植栽を施した。
- 13 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面等に記入すること。

付表 1

建築物別の設計又は施行方法

建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			
建築物の建築等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	m	m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構 造 及 び 階 数	造 階建		
		屋 根	外 壁	
	外壁の仕上げ材料	()	()	
	色 彩	()	()	
	形 態 及 び 意 匠			

付表 2

工作物別の設計又は施行方法

工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		
工作物の建設等 (名称：)		届出部分	既存部分	合 計
	築 造 面 積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	
	外観の変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造（形態及び意匠を含む。）			
	色 彩	()		

様式第2号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

喜多方市長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

景観計画区域内における行為について次のとおり変更しますので、景観法第16条第2項の規定により届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	
	(6) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
変更内容	変更前	変更後
行為の設計又は 施行方法		
その他参考となるべき事項		

備考

- 1 景観計画区域内における行為の届出に係る添付図書に準じて、当該行為の変更の内容を示す図書を添付すること。
- 2 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。

様式第3号（第3条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

喜多方市長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

景観計画区域内における行為に係る氏名等について次のとおり変更があったので、喜多方市景観条例第8条第2項の規定により届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の ^{たい} 堆積	
	(6) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
変更内容	変更前	変更後
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
その他参考となるべき事項		

備考 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。

様式第4号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の廃止届出書

年 月 日

喜多方市長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

景観計画区域内における行為をとりやめたので、喜多方市景観条例第8条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	
	(6) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の廃止日	年 月 日	
その他参考となるべき事項		

備考 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。

様式第5号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

喜多方市長

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

印

景観計画区域内における行為を完了したので、喜多方市景観条例第13条の規定により次のとおり届け出ます。

行為の届出日	年 月 日	
行為の種類	(1) 建築物の建築等	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(2) 工作物の建設等	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）
	(3) 開発行為	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	
	(6) 水面の埋立て又は干拓	
行為の場所		
行為の完了日	年 月 日	
その他参考となるべき事項		

備考 「行為の種類」の欄は、該当する番号及び記号を○で囲むこと。

参考様式（第2条関係）

委任状

代理人

氏 名

住 所

連絡先

TEL

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

業務名

（行為の場所） _____ における

（行為の名称） _____ に関する

- ・ 喜多方市景観計画に係る景観法第16条の規定に基づく届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

平成 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

㊞

景觀影響調查書

【地域の名称： 】

【行為の場所： 】

【行為の種類： 】

【事業名称： 】

1 景観の現況に関する調査結果

(1) 行為地の景観に関する地域特性（喜多方市景観計画に定める景観形成基準の基本事項）

景観要素の 種 類	景観要素の内容 (該当するものに○)	行為地との立体的関係 (遠くに見える、隣接するなど記載)	行為地の景観形成の重要度
自然要素	・ 山脈		
	・ 丘陵		
	・ 樹木		
	・ 並木		
	・ 植物群		
	・ 湖沼		
	・ 河川		
	・ 田園		
	・ その他 ()		
生活要素	・ 産業		
	・ 市街地		
	・ まち並み		
	・ 農村集落		
	・ 公園		
	・ 公共的施設		
	・ 道路		
	・ 鉄道		
	・ 祭り		
	・ その他 ()		
歴史要素	・ 城跡		
	・ 史跡		
	・ 神社		
	・ 仏閣		
	・ 歴史的建造物		
	・ 旧街道		
	・ まち並み		
	・ 古木		
	・ 庭園		
	・ その他 ()		
その他特 筆すべき 要 素			

(2) 行為地の景観を特徴づけている要素の抽出及び景観の構造的な把握

(喜多方市景観計画に定める景観形成基準の基本事項)

景観を特徴づけている要素	
景観形成の課題（行為が周辺地域に与える社会的、視覚的影響）	
景観形成の目標・方向性の設定	

(3) 行為地の景観形成の目標設定（喜多方市景観計画に定める景観形成基準の基本事項）

位 置	1. 景観要素の眺望の妨げとしない 2. 景観要素に対し突出させない 3. 景観要素に対し遮へいする 4. 周囲に調和させる位置とする 5. 特に不要（基準による） 6. その他（ ）
規 模	1. 分節化する 2. 分棟化する 3. 高さを突出させない 4. 特に不要（基準による） 5. その他（ ）
形 態	1. すっきりさせる 2. 周囲と調和させる 3. 特に不要（基準による） 4. その他（ ）
意 匠	1. 行為地内にまとめる 2. 単調としない 3. 周囲と調和させる 4. 特に不要（基準による） 5. その他（ ）
色 彩	1. 地域の基調色とする 2. 周囲と調和させる 3. 行為地内にまとめる 4. 特に不要（基準による） 5. その他（ ）
素 材	1. 周囲に調和する素材とする 2. 反射性の高い素材を使用しない 3. 地域素材を使用する 4. 特に不要（基準による） 5. その他（ ）
緑 化	1. 周囲を緑化する 2. 全面遮へいする 3. 一部遮へいする 4. 法面等緑化する 5. 特に不要（基準による） 6. その他（ ）
電 線 類 (行為地内)	1. 地中化する 2. 目立たない位置とする 3. 特に不要（基準による） 4. その他（ ）

(4) 視点場の設定

視点の距離帯	視点上のポイント	想定される視点場及び目標（配慮内容）
遠 景	稜線 シルエット 植生 地域における視認可能な範囲	
中 景	施設のボリューム 施設の位置 スカイライン 壁面線の位置 屋根の色彩	
近 景	敷地境界（際） 壁面線の構成 壁面の色彩（中高層部） 植栽の位置 サイン	
近 接 景	建築物の部分 ディテール 壁面の色彩（低層部） テクスチャー 素材 サイン 屋外照明	

2 届出に係る行為の完了後の景観に関する予測結果

実施した景観シミュレーションを添付してください。

3 届出に係る行為の完了後の景観に関する評価結果

景観シミュレーション による景観に関する予 測結果と設定した目標 との整合性	
景観シミュレーション による景観に関する予 測結果と周辺景観との 調和（景観形成基準に照 らした総合的な判断）	
その他特筆すべき評価 結果	

1) 建築物に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
位置		ア 従来の地形の改変を最小限に留めるように配慮する。また敷地内の優れた樹木、緑地等の既存植生を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮する。 イ 背景となる山並み景観等を損なわないように配慮して配置する。 ウ 街路沿い等では壁面線を揃えるなど周囲の建物と調和するように配慮する。 エ 市街地では道路境界線から後退するなどに生じた空間は、道路と一体的な公共空地として整備するように努める。 オ 歴史的建造物等の周辺では、これらの景観保全に配慮する。 カ 川沿い等の水辺では、水際線の眺望を遮ることがないように配慮してできるだけ後退した配置とする。
		ア 大規模な壁面では、自然景観やまち並み、集落景観と調和するように、建築物の分節化を図るなど圧迫感の軽減に努める。 イ 周辺の樹林地に対しては、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。
形態意匠	屋根	ア 建物の屋根の形状、色彩などは、周辺の山並みや隣接する建物と調和するように配慮する。 イ 集落部では、建物の形態や屋根の形状は周辺の自然環境や伝統的な建築様式と調和するように配慮する。
	外壁等意匠	ア 地域の伝統的な建築様式等周囲の建物の形態意匠との調和に配慮する。 イ 蔵など歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁の意匠の一部を保存し、又は再生することによって、歴史的景観の保全に努める。 ウ 建築物の壁面には、施設の名称等の最小限の表示に留め、必要以上の広告物や図画等の表示は避けるように努める。 エ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は必要最小限とし、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。 オ 市街地内の道路に面する建物は道路より壁面後退を行い、道路と一体的な歩行者空間の形成に配慮するとともに、公共空間として永く親しまれるように品位ある意匠に努める。
	素材	ア 周辺の自然景観やまち並みとの調和に配慮した素材を用いる。 イ 建築物の材料・材質は、地域の自然素材や伝統的素材の使用に努める。 ウ 自然景観の中に位置する場合は、反射性の高い素材を避けるなど自然景観と溶け込むように配慮する。 エ 時間の経過により汚れや破損が目立つことがないように、耐久性、耐候性ととともに退色性を考慮した風合いの感じられる材料、材質を使用する。
	設備	ア 建物に付帯する屋外階段、塔屋、バルコニー等は、建物本体と一体化されたデザインに努める。 イ 空調室外機等の屋上付属設備や、自動販売機の設置はできるだけ集約化する。 ウ 付属物を屋上に設置する場合は、建物との一体化を図ったり、適宜遮蔽する。
色彩	色彩・色調	ア 建築物の色彩・色調は極端に派手な色彩の使用は避け、周辺のまち並みや自然環境と調和した色彩とする。 イ 周囲の建物等と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないように配慮する。 ウ 設備機器、屋上工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。
敷地の緑化		ア 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。 イ 柵を設ける場合は生垣とするなど建築物との調和に配慮しながら周囲の緑化に努める。 ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に生息している郷土種の植栽に努める。 エ 植栽に当たっては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、建築物やまち並みと調和した緑化に努める。 オ 道路等に面しては、建築物の圧迫感を和らげるように、建築物と樹木の高さの調和や連続性に配慮して効果的な植栽に努める。
その他	駐車場	ア 屋外駐車場は出入口を限定し、安全上支障のない範囲で生垣等による緑化に努める。
	屋外照明	ア 過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。
	電線類	ア 市街地内を主に電線類の地中化等により無電柱化に努める。

2) 工作物に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
位置		ア 従来の地形の改変を最小限に留めるように配慮する。また敷地内の優れた樹木、緑地等の既存植生を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮する。 イ 背景となる山並み景観等を損なわないように配慮して配置する。 ウ 道路境界線及び隣地境界線から一定の後退をさせて配置する。 エ 歴史的建造物等の周辺では、これら景観資源に近接する場合はその景観保全に配慮して配置する。 オ 川沿い等の水辺では、水際線の眺望を遮ることがないように配慮してできるだけ後退した配置とする。
規模		ア 周辺の自然景観やまち並み、集落景観と調和するように、工作物の分割等によって、圧迫感を感じさせる形態を和らげるように配慮する。 イ 周辺の樹林地に対しては、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。
形態		ア 地域の景観の連続性に違和感を生じないように配慮するとともに、圧迫感を感じさせない形態を工夫する。 イ 工作物の部材は調和ある構成とし、すっきりとした形態とする。
意匠		ア 工作物全体として秩序ある意匠とする。 イ 単調な大壁面等による圧迫感をなくし、アクセントのあるデザインの工夫を行う。 ウ 地域の歴史的建造物等と近接して設ける場合は、伝統的な意匠を継承し、周囲の歴史的建造物の形態意匠との調和に配慮する。 エ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は外壁の意匠の一部を保存し、又は再生することによって、歴史的景観の保全に努める。 オ 工作物及びそれらに附属する、さく等の表面には、施設の名称等の最小限の表示に留め、必要以上の広告物や図画等の表示は避けるように努める。
色彩	色彩・色調	ア 工作物の表面には、けげばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺のまち並みや自然環境と調和した、落ち着いた色彩を基調とする。 イ 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないように努める。
素材		ア 周辺の自然景観やまち並みとの調和に配慮した素材を用いる。 イ 工作物の材料・材質は、地域の自然素材や伝統的素材の使用に努める。 ウ 自然景観の中に位置する場合は、反射性の高い素材を避けるなど工作物が自然景観に溶け込むように配慮する。 エ 歴史的建造物等に近接して工作物を設ける場合は、歴史的建造物に使用されている伝統的素材と調和したものを使用するように努める。 オ 時間の経過により汚れや破損が目立つことがないように、耐久性、耐候性ととともに退色性を考慮した風合いの感じられる材料、材質を使用する。
敷地の緑化		ア 工作物の外観を和らげるように、工作物の周囲はできる限り緑化に努める。 イ 周囲にさく等を設ける場合には、生垣等の自然素材を用いるように努める。 ウ 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。 エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に生息している郷土種の植栽に努める。 オ 植栽に当っては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、工作物やまち並みと調和した緑化に努める。 カ 道路等に面する外壁等については、工作物の圧迫感を和らげるように、工作物と樹木の高さの調和や連続性に配慮して効果的な植栽に努める。

3) 開発行為、水面の埋立又は干拓に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
土地の形状	ア 現況地形を尊重し、できる限り従来の地形を活かしたものとする。 イ 敷地形状は、不整形な分割や細分化により、景観形成上の敷地の連続性を損なうことや無秩序な形態を生じないように努める。
土地の緑化	ア 開発区域等はできる限り連続的な緑化に努め、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等を用いるように努める。 イ 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。 ウ 植栽に当っては、周辺の景観になじみ、地域の地形や気候に調和するように、できる限り地域に多く生育する郷土種、自生種を主に選定するように努める。 エ 植栽に当っては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、全体として調和した緑化に努める。
法面の外観	ア 造成に当ってはできる限り長大な法面や擁壁が生じないように、高低差を緩やかに分散させるように配慮する。 イ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ウ 道路際等に擁壁を設置する場合は、圧迫感のある垂直擁壁はできるだけ避け、傾斜した擁壁を用いることや、擁壁を後退させて足元を緑化するなど開放的な道路景観を形成するように工夫する。 エ 擁壁の表面は、周辺景観と違和感を生じないように、表面の描画等は避け、素材特性を活かすことや緑化ブロックの活用などに努める。
埋立・干拓 調整池等の築造	ア 埋立又は干拓、調整池の築造における護岸、堤防等の整備に当っては、自然素材の活用や植栽による緑化等により圧迫感のない形態とし、周辺景観との調和に努める。 イ 既存の樹林、河川等の優れた景観は、できる限り保全に努め、極力、修景に活用する。

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
採取・掘採の方法	ア 主要な視点場及び主要な道路から見える眺望方向を阻害しないように、採取又は掘採の位置、方向及び方法をできる限り工夫する。 イ 既存の樹林、河川等の優れた景観は、できる限り保全に努め、極力、修景に活用する。
事業地の遮へい化	ア 事業地の周囲には、樹木の植栽等により周囲の道路からの遮へい措置を講じる。 イ 事業地内への出入口は最小限に留め、さく、囲い等により道路等から視認範囲を限定するように努める。
跡地の形状	ア 長大な法面や擁壁が生じないように、小段を適宜設けるなど高低差を段階的に処理するなど圧迫感を生じないように配慮する。 イ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ウ 道路際等に擁壁を設置する場合は、圧迫感のある垂直擁壁はできるだけ避け、傾斜した擁壁を用いることや、擁壁を後退させて足元を緑化するなど開放的な道路景観を形成するように工夫する。 エ 擁壁の表面は、周辺景観と違和感を生じないように、表面の描画等は避け、素材特性を活かすことや緑化ブロックの活用などに努める。
跡地の緑化	ア 土石の採取、鉱物の掘採による露頭する法面は、掘削等の行為が終了したところから速やかに周辺の植生に留意して緑化復元を図る。

5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
集積又は貯蔵の方法	ア 主要な視点場及び主要な道路から見える眺望方向を阻害しないように、集積又は貯蔵場所の位置をできる限り工夫する。 イ 集積又は貯蔵に当っては、高さをできる限り低く抑え、整然とした形状とするなど、外部からの景観に不快感をもたらさないように工夫する。
事業地の遮へい化	ア 事業地の周囲には、樹木の植栽等により周囲の道路からの遮へい措置を講じる。 イ 事業地内への出入口は最小限に留め、さく、囲い等により道路等から視認範囲を限定するように努める。

5－4. 色彩基準

①農山村集落ゾーン

＞色彩誘導の基本方針

田畑や山林など、季節に応じて美しく変化する自然に囲まれたゾーンです。

ゾーン内の集落には、平屋の伝統的な住居が多く、蔵も点在しており、農山村集落の文化を感じることができます。

低層建築物が多く、旧来の住宅は漆喰や木材などに代表される自然素材を使用しており、落ち着いた色彩景観となっています。

本ゾーンでは、以下のような方針に基づいて色彩景観づくりを行います。

- ・ 田畑や山林など、自然景観と調和した色彩景観
- ・ 農山村集落の営みを継承する色彩景観

＞配色のポイント

◆季節ごとに変化する自然景観に配慮する

集落を取り囲む豊かな自然と調和し、自然の色にとけ込むような色彩を用いることが大切です。四季を通じて違和感のないよう、低彩度で控えめな色を用いることが重要です。

また、R（赤）～Y（黄）といった暖色系の穏やかな色彩を用いることで、新緑の季節など、鮮やかに色づく緑を引き立たせることもできます。

壁面と屋根面の色彩を同系の色相で組み合わせ、単体の建築物としてバランスを保つとともに、背景の自然と調和させることも効果的です。



【背景の自然に配慮した建物色彩の例】

◆小面積でも、鮮やかな色彩は使用しない

自然に囲まれた場所では、小面積でも鮮やかな色彩が目立ち、自然との調和を図ることが難しくなります。

高彩度で鮮やかな色彩の使用は、最小限に抑えることが重要です。

◆勾配のある地形にも配慮する

山村集落などの建築物は、丘陵など高いところからの眺望景観の対象となる場合があります。

屋根の色は、背景となる田畑や山林などの自然と調和するように、低明度で低彩度の色を用いることが大切です。

◆伝統的な建築物を尊重し、風格あるまち並みの形成に配慮する

集落には旧来の住宅が多く見られ、これらは農山村集落の営みを感じさせる伝統的な建築物と言えます。

農山村集落の歴史や文化を尊重し、漆喰や木材、石材などの伝統に培われてきた地域特有の素材を使用することが大切です。

また、現在の住宅建築等に見られる茶や青の金属板屋根は、色彩基準外の鮮やかなものもあります。これらの鮮やかな色の屋根は農山村集落の特徴であり、色彩基準に依らず使用を可能としますが、背景の自然と調和するように、改修や塗り替え時には低明度で低彩度の色を用いるよう、配慮することも大切です。



【農山村集落の風景】

◆まち並みや自然に配慮した工作物等とする

鮮やかな色を多色使いしたものや大面積で用いたものなどは、注視性は高くても、まち並みや市街地を取り囲む自然にとって騒がしい色になる場合があります。

工作物等の色彩は、周囲の景観との調和を考慮し、色彩表現が過剰にならないようにすることが重要です。

特に、季節に応じて美しく変化する自然に囲まれた本ゾーンの屋外広告物は、高彩度で鮮やかな色彩の使用を避け、灰・白や茶・白など、シンプルで落ち着いたものとする事で、自然と調和した好感の持てるものとなります。

➤色彩基準

建築物の外壁や屋根など、大面積で使用する色彩について、以下のとおり基準を定めます。

強調色やアクセント色などの小面積での色使いや、屋外広告物やサインなどの工作物等でも、本基準を参考としてください。

【農山村集落ゾーンの色彩基準】

	色相	明度（推奨）	彩度
外壁	R、YR、Y系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	4.0 以下
	その他の色相		2.0 以下
屋根	R、YR、Y系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	4.0 以下
	その他の色相		2.0 以下

②市街地ゾーン

➤色彩誘導の基本方針

住宅・商業・工業など、本市の賑わいや活力の中心となっているゾーンです。

ゾーン内には、ふれあい通りや小田付など、土蔵や煉瓦蔵に代表される歴史的建造物も多く、本市の歴史・文化を感じることができます。

比較的低層の建築物が多く、街路樹や坪庭、市街地を取り囲む自然景観などにより、全体的に落ち着いた色彩景観となっています。

本ゾーンでは、以下のような方針に基づいて色彩景観づくりを行います。

- ・ 暖かく落ち着いたまち並みの色彩景観
- ・ 喜多方の蔵文化を継承する色彩景観

➤配色のポイント

◆飽きのこない落ち着いた色使いやまち並みの連続性に配慮する

住宅地は日常生活の場であるため、鮮やかで目立つものではなく、飽きのこない落ち着いた色使いとすることが重要です。

外壁など人の目に入りやすい部分の色彩は、明度の高い色彩を用いることで、明るく軽快なまち並みとなります。

また、周りの建築物の色彩に協調させ、まち並みとして連続性に配慮することも大切です。



【連続性に配慮したまち並みの例】



【類似した色相や明度・彩度を用いた調和】

◆強調色を効果的に使い、壁面にアクセントをつける

外壁と同色相の強調色を小面積で用いることにより、建築物の表情に変化をつけることも効果的です。

◆伝統的な建築物を尊重し、風格あるまち並みの形成に配慮する

蔵が多く建ち並ぶ地区では、伝統的な建築物との調和を図るため、漆喰、木材、石材や和瓦などの自然素材を適宜使用することで、風格のあるまち並みが作られていきます。

自然素材を使用しない場合でも、これらの伝統的な建築物に配慮した色彩を用いることが大切です。



【尊重すべき建築様式の例】

◆まち並みや自然に配慮した工作物等とする

鮮やかな色を多色使いしたものや大面積で用いたものなどは、注視性が高くなるものの、まち並みや市街地を取り囲む自然にとっては、騒がしい色になる場合があります。

工作物等の色彩は、周囲の景観との調和を考慮し、色彩表現が過剰にならないようにすることが重要です。

特に、蔵が多く建ち並ぶ地区の屋外広告物は、伝統的な建築物との調和を図るため、使用する色数は 2～3 色程度とし、建築物と一体的でバランスの取れたものが望まれます。



【建築物と調和した屋外広告物の例】

➤色彩基準

建築物の外壁や屋根など、大面積で使用する色彩について、以下のとおり基準を定めます。

強調色やアクセント色などの小面積での色使いや、屋外広告物やサインなどの工作物等でも、本基準を参考としてください。

【市街地ゾーンの色彩基準】

	色相	明度（推奨）	彩度
外壁	R、YR、Y 系色相	・ 高明度で明るく軽快な色彩を推奨	6.0 以下
	その他の色相		2.0 以下
屋根	R、YR、Y 系色相	・ 低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	6.0 以下
	その他の色相		2.0 以下

Topic : 色彩基準に適合した色彩例について

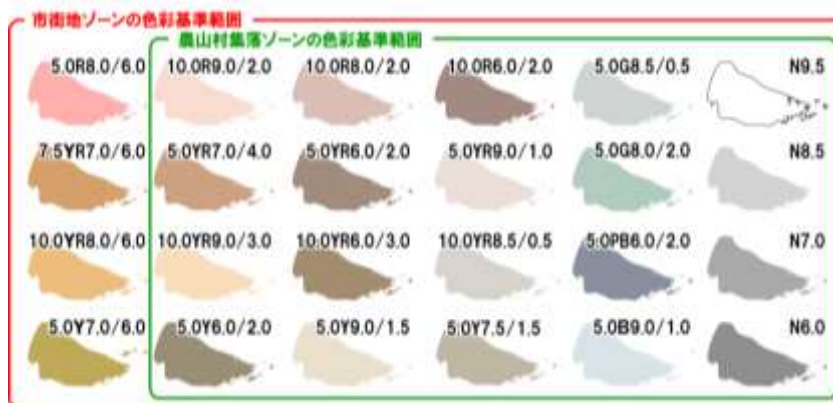
農山村集落ゾーン及び市街地ゾーンの色彩基準に適合した色彩の一例は、以下のとおりです。

色彩基準内には多数の色彩があります。色彩の選定でお困りの場合は、『喜多方市役所建設部まちづくり課』までお気軽にご相談ください。

【色彩基準】

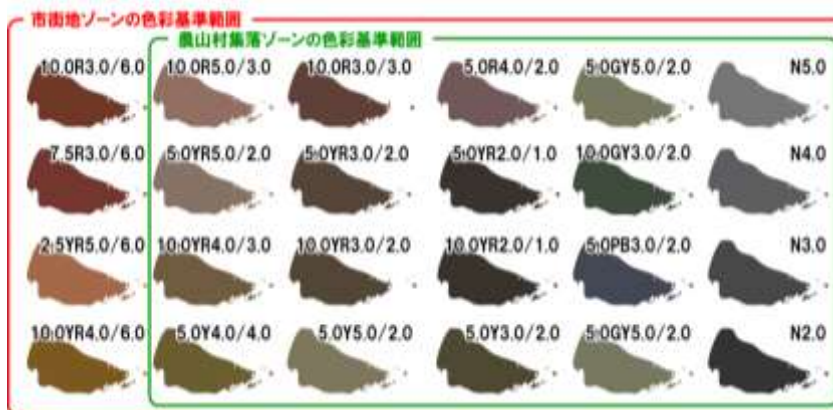
		色相	明度（推奨）	彩度
農山村集落ゾーン	外壁	R、YR、Y系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	4.0 以下
		その他の色相		2.0 以下
	屋根	R、YR、Y系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	4.0 以下
		その他の色相		2.0 以下
市街地ゾーン	外壁	R、YR、Y系色相	・高明度で明るく軽快な色彩を推奨	6.0 以下
		その他の色相		2.0 以下
	屋根	R、YR、Y系色相	・低～中明度で、壁面色とバランスのとれた色彩を推奨	6.0 以下
		その他の色相		2.0 以下

【色彩基準に適合した外壁色彩の例】



※ 上記の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合があります。

【色彩基準に適合した屋根色彩の例】



※ 上記の色彩は、印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合があります。

参考資料－景観形成に係る太陽光発電設備の設置に関する取扱要領

景観形成に係る太陽光発電設備の設置に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、喜多方市景観計画区域において太陽光発電設備等を設置する場合の景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び喜多方市景観条例（平成21年喜多方市条例第33号。以下「条例」という。）に規定する届出について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等（以下「モジュール」という。））及びその附属設備（支柱や基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要領は法及び条例に基づき、次のとおり適用するものとする。

(1) モジュール

分類	架台下の空間用途	届出等
建築物の屋根・屋上に設置する場合	屋内的用途に該当	建築物（法16-1-1）
	〃 非該当	建築物の一部（法16-1-1）
土地に自立して設置する場合	屋内的用途に該当	建築物（法16-1-1）
	〃 非該当	工作物（法16-1-2）

(2) 附属設備

	専用コンテナ内	届出等
パワーコンディショナを収納する専用コンテナ	最小限・無人に該当	工作物（法16-1-2）
	〃 非該当	建築物（法16-1-1）

(景観形成基準)

第4条 太陽光発電設備を設置する場合の景観形成基準は次のとおりとする。

1 共通事項

- (1) 公共空間・施設等から望見できる場所には設置しないよう努める。
- (2) やむを得ず公共空間・施設等に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠しなどによる修景を工夫する。
- (3) モジュールは、低反射かつ模様の目立たないものの採用に努める。
- (4) モジュールのフレームの色彩は、できる限りモジュール部分と同等とし、低反射のもの採用に努める。

2 建築物に設置する場合

- (1) 勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすることを基本とする。
- (2) 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体的に見える形態とするか、または目隠しなどによる修景を基本とする。
- (3) 外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
- (4) モジュールの色彩は、屋根及び屋上に設置する場合は黒または濃紺若しくは低彩度・低明度の目立たないものとするを基本とし、外壁に使用または設置する場合はその他の外壁の色彩と調和するものとする。
- (5) 附属設備は建築物と一体化するか、または通りから見えない位置に設置するよう努め、それが困難な場合は、色彩を調和させるなど修景を図る。

3 建築物以外に設置する場合

- (1) 尾根線上、丘陵地、高台には設置しないよう努める。
- (2) 最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう努める。
- (3) 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退させ、必要に応じ植栽などにより修景を図る。
- (4) 附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年8月6日から施行する。

太陽光発電設備の設置に伴う景観影響調査の手順

太陽光発電設備の設置に伴う景観影響調査においては、景観法及び喜多方市景観条例事務処理要領第5条第2項に加え、以下に示す方法で調査した結果を任意様式にて添付すること。

1 視点場の設定

行為地が景観上重要な要素となりえる10キロ圏内における公共施設、公園、幹線道路、景観資源等を※視距離の区分によって視点場としてピックアップするとともに、高台にあり眺望が開けている箇所を数か所加えて設定をする。

※視距離・・・近景：対象の要素やディテールが目につきやすい領域（500m程度以内）

中景：対象全体の形態がとらえやすく、対象が景観の主体となる領域（500m～3km程度）

遠景：対象が景観のごく一部となる領域（3km程度以遠）

2 行為地の見通しの検討

① 可視マップの作成…3次元地図ソフト等により、行為地から見渡せる範囲（可視範囲）を解析し平面図に着色する。

② 断面図の作成…1の各視点場からの見通しの可否の状況を断面図により表示する。

3 見えの大きさの算定

① 水平見込角

対象物の幅を二等辺三角形の底辺、各視点場からの距離を高さとした場合の頂角→10°を超えると対象物は目立つようになる。

② 垂直見込角

対象物の高さを二等辺三角形の底辺、各視点場からの距離を高さとした場合の頂角

視覚	見え方の例示
0. 5°	輪郭がわかる程度。眺望への支障なし。
1°	十分見えるが、ほとんど気にならない。
1. 5° ～ 2°	環境融和色や光線の加減にもよるが、景観的に気になる。
3°	比較的細部まで見える。圧迫感はないが、気になる。
5° ～ 6°	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。
10° ～ 12°	大きく見え、圧迫感を受ける。平坦部では際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。
20°	見上げる大きさであり、圧迫感が強くなる。

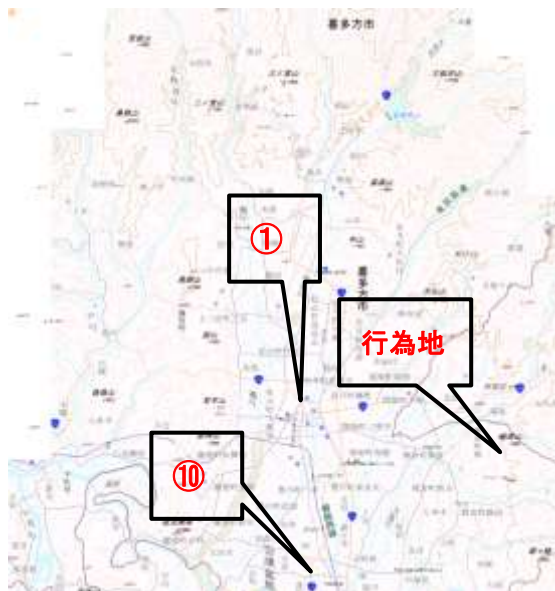
※見え方は、季節や時間の光線の加減にもより、色彩も深く関係するため、シュミレーションの精度に配慮する。

③ 算定表の例

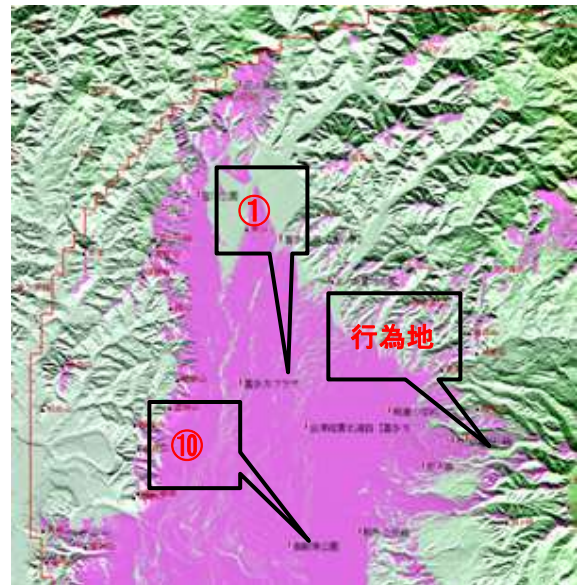
視点場	対象物との距離 (m)	対象物の高さ (m)	垂直見込角 (°)	対象物の幅 (m)	水平見込角 (°)
① 喜多方プラザ	8,841	35	0.2	328	2.1
⑩ 御殿場公園	7,597	35	0.3	328	2.5

(太陽光発電設備の設置に伴う景観影響調査 様式例)

1 視点場の設定 (例)



2 行為地の見通しの検討
(1) 可視マップの作成 (例)



※視点場も表示すること。

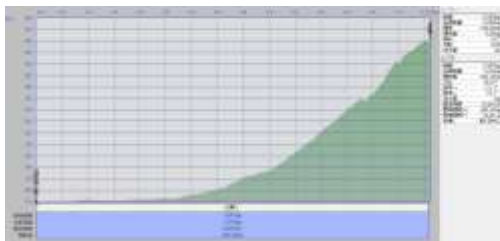
②断面図の作成 (例)

(1) 喜多方プラザ



(2) . . .

(10) 御殿場公園



3 見えの大きさの算定

設定した視点場からの「見え方」については、次の算定表のとおり。

視点場	対象物との距離 (m)	対象物の高さ (m)	垂直見込角 (°)	対象物の幅 (m)	水平見込角 (°)
喜多方プラザ	8,841	35	0.2	328	2.1
. . .					
御殿場公園	7,597	35	0.3	328	2.5

4 総括